

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

通函 臨時號

新體制早わかり

内閣情報部

第三〇八號

週刊臨時號

五錢

新體制早わかり

内閣情報部

内閣情報部

新體制早朝

次

- 一、新體制はひとごとでない
中味はみんなで作らう……………二
- 二、軍需を追ひ返した
明治維新の新體制……………五
- 三、現狀維持から革新へ
支那事變から歐洲戦争……………二
- 四、大戦の教訓
新體制の必要……………五
- 五、新體制は昭和維新
輝かしいその發見……………六
- 六、世界新秩序は
共存共栄の秩序……………七
- 七、國家の勢力向上
これが國防國家……………三
- 八、懸念不念とは
仕事に對むことか……………四
- 九、國民組織とは何か
まづ心構への新體制……………七
- 一〇、一億の盛り上げる力で
大政實績運動……………七
- 一一、一國一黨はなぜ
わが國では許されないか……………三
- 一二、大政實績會の組織
事務局と協力會議……………七
- 一三、議會の権限はどうなる
中核體と軍の關係……………四
- 一四、地方機構も新體制
府縣會と協力會議……………四
- 一五、向ふ三軒兩寄り
觀光浴びた隣組……………四
- 一六、黨員になるには
日本人なら有資格者……………七
- 一七、議會は實質體制
官界も新體制……………七
- 一八、みんなで築き上げよう
新秩序の文化體制……………七
- 一九、生活は樂になるか
經濟新體制の方向……………七
- 二〇、國家興隆の原動力
道は遠きにある……………七

新體制

いなかでとご人他は

我々

だのるげ上き築が

露光量違いにより重複撮影

編部報情閣内

りかわ早制體新

目次

一、新體制はひとごとでない 中味はみんなで作らう	二、一國一黨はなぜ わが國では許されないか
二、黒船を追ひ返した 明治維新の新體制	三、大政翼賛會の組織 事務局と協力會議
三、現状維持から革新へ 支那事變から歐洲戰爭	四、議會の権限はどうなる 中核體と軍の關係
四、大戦の教訓 新體制の必要	五、地方機構も新體制 府縣會と協力會議
五、新體制は昭和維新 輝かしいその發足	六、向ふ三軒兩隣り 脚光浴びた隣組
六、世界新秩序は 共存共榮圈の秩序	七、翼賛會員になるには 日本人なら有資格者
七、國家の體力向上 これが國防國家	八、議會は翼賛體制 官界も新體制
八、職域奉公とは 仕事に勤むことか	九、みんなで築き上げよう 新秩序の文化體制
九、國民組織とは何か まづ心構への新體制	一〇、生活は樂になるか 經濟新體制の方向
一〇、一億の盛り上げる力で 大政翼賛運動	一一、國家興隆の原動力 道は近きにある

新體制

いなければ他人は

我々

だのるび上き築が

露光量違いにより重複撮影

新體制はひとごとでない
中味はみんなで作らう

今日この頃は、正に世を擧げての新體制時代です。政治も経済も變りつゝあります。私どもの生活の中にも新體制はピンと響いてゐます。「贅澤は敵だ」家庭の主婦は御用聞きの廢止で、容器御持參でも買物へ出かけねばならなくなりました。新體制は、家庭生活にまでさし迫つてゐます。

さてこの新體制とは何か。

なか／＼正體がつかめません。政黨がなくなること、いろ／＼の團體がいつしよになること、小賣商人が合理的に合同すること、暮し向きが變ること……いや何々と、いろ／＼考へられませう。しかし、どれも新體制の部分的現象にしか過ぎません。

新體制とは、もつと大が／＼りなものです。國家と國民を揺り動かす大きな動きです。日本が、今世界歴史の推進力として、大東亞の、いや世界の新秩序を建設してゆくための體制です。全國民が聖旨を奉體し、一億一心一體となつて國家國民の總力を十二分に發揮で

きるやうな仕組であります。

新體制といへば、今まであるものを何でも根本的に引つくり返して、ぶつ壊して何か新しいものを作るのだといふ風に考へる人があるやうですが、必ずしも現在あるものを悉く破壊する意味ではありません。しかし、新體制の要求に副はないものが、自然にぼろ／＼と崩れてゆく現状です。政黨が續々解消した、これは時の勢ひがそこまできたのだ、といふ風にみんなが理解せねばなりません。又將來の建設のためには、ある程度壊さなければならぬ、その間に無駄も出来るかも知れぬが、これは大きなものを建設する過程上やむを得ない、しかし壊すのが目的ではなく、強いものを建設するのが目的なのです。

新體制に對する人々の關心は、新體制の結果「どうなるのだらうか」といふことだと思ひますが、「どうなるのだらう」と考へる代りに「どうすればよいか」といふふうに考へてゐたゞきたいのです。全國民は「どうされる」のではなくて、「どうする」といふ立場に置かれてゐるのです。新體制を確立することはひとごとではなく、自分自身のことです。傍觀的態度で眺めてゐる場合ではなく、自ら考へ行ふべきことです。

新體制は天の一角から與へられるものではありません。政府も國民も一つ心一つ體になつて、國民が自ら築き上げて行かねばならないのです。

ではこの新體制といふことは誰が考へ、誰が言ひ出したのでせう。近衛公は内閣總理大

臣になる前から夙に國內新體制の必要を強調されてゐましたが、數年來の緊迫した世界情勢を認識するとき、今までの政治や、經濟や、教育等のやり方が、これでよいと思つた人があつたでせうか。國家、國民の力が一つに集結されて、今まで持つてゐた力よりも更に大きい力を出すための新しい仕組をこゝで作らう、この邊りではみんな一氣に縮めてかゝらねばならないといふ氣運は各方面に高まつて來ました。新體制の要請は心ある人々の間で澎湃と起つて來てゐたのです。

ですから、新體制は、近衛公が率先して考へられたものではありませんが、近衛公だけが考へたといふわけではなく、また一内閣、一黨派の一次的な考へてもなく、實に、この日本が伸びるための、やむにやまれぬ國家的要請であり、そのための體制なのです。

新體制運動はかういふ情勢の中から盛り上つて來ました。しかもそれには大きな世界史的の背景があります。これをよく呑み込まないと、この運動の大きな意味をつかひことが出來ません。

世界は今、御承知の通り、大動亂、大轉換の眞只中にあります。これは、フランス革命後の思潮であつた自由主義、民主主義を背景として、いはゆるイギリス的秩序で發展し、又固められてゐたところの世界が行きづまつて、新しい哲學、新しい世界觀に基づくとところの世界、即ち結論的には通俗にいふ全體主義的世界になりつゝあるのです。

即ち世紀の轉換、世界の轉換といふ過程に進んでゐます。それを乗切つるために世界にはいろいろの現象が起つてゐます。支那事變もそれであり、ヨーロッパの戦ひもそれであつて、それは東亞の新秩序といひ、ヨーロッパの新秩序といふ表現をされてゐますが、大きな眼で見れば、何れも世界の轉換といふ意味の大きな動きであります。この世界の轉換に耐へてゆくだけの陣構へとなるやうに世の建直しをしよう、新體制とはかういふことだと表現できます。

黒船を追ひ返した 明治維新の新體制

明治維新は、當時の新體制でした。それは日本本來の姿にめざめ、皇政復古の理想の下、眞に國民が一體となつて、國家の總力を發揮して成就した未曾有の大改新であり、大御心に歸一し奉つたものであります。

勿論當時の尊皇愛國の先覺者によつて昂揚された國體觀念、思想的基礎が、この大變革の最大の原因であつたことは言ふまでもありません。また徳川幕府自身にも亡びる必然性

はあつたのですが、しかし明治維新といふものは、やはり、外國の壓迫が重大な一契機となつてあれだけの世の建直しが出来たのだともいへると思ひます。

それは黒船以來、アメリカも来る、又北からはロシアも来る、英國も、フランスも、帝國主義的な侵蝕として日本に取りかゝつてきました。これではならぬといふので、そこに國論が高まり、また朝廷や幕府側でも、何とかしなければこれではいけないといふことで、明治維新が起つたのです。明治維新がなくて、日本があの儘であつたら、恐らく外國の分割に遭つたかも知れませんが、あそこでぐつと體制を整へたら日本の發展になつてきたのです。黒船の來航だつて、日本の維新といふ幕末の態度を見て世が建直つたために歸つたともいはれるてありませんか。又フランスは幕府、英國は勤皇を應援して國內分割に持つてゆかうとし、ちやうどスペインのやうにならうとした時に、國內が一體となり外國に一指も觸れさせなかつたのです。

かうして日本は、明治維新といふ新體制を確立して、世界の仲間入りをすると共に、當時の舊體制である封建制を打破して近代國家へと發展してきました。さうかうする中にやがてロシアの力が、極東に延びて来て、日清戦争、日露戦争が起り、その結果、國威の發揚を見たのでした。

日露戦争後は、日本の發展を陰になり日なたになつて——結局は自分の國が利益するた

めではあります——日本を援助してゐた英米も態度を改めました。日本が日露戦争によつて大陸に足掛かりを持つて、本格的に發展し始めたとき、有色人種にもかういふ優秀な國民、國家があるのかと、英佛も、アメリカも、日本を見直しました。さういふ時に起つたのが第一次歐洲戦争です。

歐洲戦争は英米佛といふ自由主義陣營の支配國家が、ドイツといふ遅れて勃興した、いはゆる後進國家の發展を阻まうとした戦争であつて、世界歴史的に見れば、白人文明間に於ける、白人秩序内の、一つの勢力争ひであつて、何も新しい秩序の創造でも何でもなかつたのです。要するに、封建時代の次の自由主義時代の世界に於ける鬭争でした。

ところがその結果、後進國側のドイツ側が負けて、英佛側が勝つた。事實は、戦鬭部面、戦争部面に於てドイツは勝つたのだが思想戦に敗れたのでした。英佛側が勝つといふと立ちどころに聞き直つて、全然戦争の責任を後進國のドイツ側に負はせて、ヴェルサイユ條約に於てあらゆる犠牲をドイツに強ひました。即ち、自由主義的原理に基づく世界の體制強化をやつたのです。第一次歐洲戦争は領土的にも、資源的にも、政策的にも、さういふ姿で終局しました。

しかし、ドイツはあんな悲惨な目にあつたけれども、勃興國民といふものはどんな目にあつてもやはり發展する、どんなに石にひしがれても旺盛な種は芽が出るやうに、結局ド

イツ國家は立ち上りました。

そればかりか、英米佛の戦勝國は、ドイツを戦敗國として酷い目にはした以外に、その英佛米の勝利に與つて力あつた日本に對しても、「これは相當自分等の強い競争者となるもの」としてこれに壓迫を加へてきました。それがヴェルサイユ條約に於ける態度であり、又その後起つたワシントン會議(大正十年)に於ける態度であり、或ひは又、その時出來た太平洋の四箇國條約であり、九箇國條約であります。要するに、日本の發展を、英佛米の發展のために阻まうといふやうな體制をとつてきたのです。しかもイタリアといふ、結局戰勝國に屬してゐた國に對しても、やはり後進國である所以を以てこれを壓迫しました。

* 四箇國條約 日、英、米、佛の四箇國間に締結された條約で、一九二二年(大正十年)十二月十三日ワシントンで署名調印されました。その内容は、一般の平和を確保し、且つ太平洋方面に於ける四箇國の島嶼たる屬地及び島嶼たる領地に關し、その權利を維持することを取極めたもので、英、米、佛はかうしてわが國が太平洋上の島々にその勢力を伸ばすことを封じようとしたのです。

** 九箇國條約 正しく言へば「支那ニ關スル九國條約」です。これは門戸開放主義の下に支那に於ける列國の既得權を擁護して將來の政治、經濟活動の自由を確保せんとするもので、一九二二年(大正十一年)二月六日ワシントンで調印されました。この條約に参加してゐる九國は、アメリカ、ベルギー、イギリス、支那、フランス、イタリア、日本、オランダ、ポルトガルです。

即ち、ドイツとイタリアと日本といふものは、當時の支配的國家である英佛米から同じ立場に於て遇されたのです。

さういふ状態が暫らく續いてきて、日本國內も自由主義的、平和主義的、又裏から言へば反戰主義的の支配が行はれてゐました。その結果として——ドイツ、イタリアはもとより、日本も亦優秀であり、又勃興する後進國であるだけに、發展しようといふ熱が強い、その熱が強ければ強だけそれを壓迫するから——それはどこかに爆發しなければなりません。これは自然の理です。

發展せんとする、伸びんとするものを阻んだといふことが、結局、日本で言へば滿洲事變となつて現はれたのです。

それは勿論外交的にもいろ／＼説明がつくし、特に又貿易といふ點から見てもさうであつて、日本は大體發展を邪魔され、アメリカに對する移民を禁止された代りに、その勤勉な、旺盛な勞働力、生産力を使つて貿易をしようといふことになりました。良い安い物を造つて世界を市場にして賣らうといふ體制をやつてきて、ずる／＼發展しました。遂には、世界の貿易の大半を占めてゐた英國に脅威を感じしめるやうになりました。具體的に言へば、マンチエスターの紡績職工のシャツまで日本製であるといふ風に日本の品物が氾濫して、ますます英國に脅威を與へたので、そこでオッタワ會議を開いて英國の領土内に於ける日本品の輸入を妨げようとしたのです。

* オッタワ會議 この會議は一九三三年(昭和七年)カナダのオッタワで開かれたもので、英本國と各

屬領——例へばカナダ、瀋洲、南阿聯邦、インド等との間に通商貿易上の特別の協定が結ばれ、これによつて英本國は、出来るだけ瀋洲の原料や食糧品を屬領から買ふ代り、英本國の工業品をこれ等の屬領に賣込み易いやうにしました。

移民もしめ出され、商品もしめ出されて、廣い世界に日本の生活の途が閉ざされた日本は活路を大陸に求めなければならぬのは當然です。ところが一方又英米佛が日本を壓迫しようといふ考へから、日本と地理的、歴史的に非常に密接であるにかゝらず、國民感情として、又政治の結論として反對であつた支那を煽つて日本に反抗させました、即ち排日が盛んになりました。さうして支那が英米佛の陣營の先棒となつて日本に直接當つてきたのです。さういふ國際情勢の下に滿洲事變が起つたのです。

滿洲事變といふものは起るべくして起つた。しかし其の歴史的の意義はヴェルサイユ條約で確認されたところの英佛米の自由主義的、資本主義陣營の壓迫に後進國が抗し得ずして起つた必然的の出來事です。かやうに考へると、それは日本と支那との出來事ではありませんが、その内容はどこまでも、フランス革命後——少くとも英國の世界的覇權を確立したツィーテルローの會戰後——百五十年間續いてきたところの世界の體制に對する反撃であつたのです。

* 一八一五年エルバ島を脱出して再擧をはかつたナポレオンが、英國のウェリントン率ある聯合軍に敗れた會戰、ところはベルギー。

滿洲事變はかういふ大きな世界歴史的意義を持つものであるにもかゝらず、この出來事を正當に理解しない者もありました。

日本は滿洲事變によつて、世界の舊體制に對する一つの反撃を始めたのですが、これは形の上で見ると、大陸に日本が足場を持つたことでした。日露戰爭後の日本と外國との關係は、大陸について言へば、鴨綠江までが日本の國防圏でした。それが滿洲國が出來、兩國の共同防衛の條約に基づいて黒龍江まで延長しました。シベリアにも續いてきました。このやうに國防圏は非常に擴大しました。又日本の勢力範圍、責任範圍が非常に殖えたので、日本の國內の政治も經濟も、われ／＼の生活も、それにふさはしいだけの仕組に變へなければならぬ筈であつたにかゝらず、なか／＼思ふやうに行きませんでした。

現狀維持から革新へ 支那事變から歐洲戰爭

そこで議會に現はれた面を見ても、さういふ新しい體制にふさはしい國內の建直しを

しなければならぬといふ力と、そんなことは怪しからぬことだ、英佛米といふ従来の秩序の下に生活しなければ日本はやつて行けないのだといふ消極的考への闘ひが、国内政治の中にも現れました。即ち常識的に分りやすく言へば、革新と現状維持、現状打破と現状維持との闘争があらゆる面に展開してきました。その現はれとして神兵隊事件や血盟團事件、五・一五事件や二・二六事件といふものも起つたのです。

さういふ現状打破と現状維持、即ち新しい國家の發展に相應するやうに國家體制を整へ、國內機構をやり直すか、いや今までの儘で宜いのだといふその闘争を繰り返してゐる中に、今度の支那事變が勃發したのです。

支那事變も當初は不擴大主義であり、現地解決主義でありましたがつひに世界歴史的な大戦争となりました。「國際情勢は只事ぢやないのだ、日本も一觸即發の情勢に置かれてゐるのだ」といふことを知けた人感はしの言動のやうに考へて居つたものもあつたやうですが、それが國際情勢の真相であるといふことを知つて、びつくりもし、また反省的氣分にもなりました。

それが現はれたのが、事變になつてからの特別議會なり臨時議會であつて、そこでは、今までとは違つて國防強化が寧ろ議員の方から叫ばれてきました。勿論これは同胞が戦死してゐるといふことを見ればどの國も振ひ立つし、特に日本はさうです。いづれにしろ滿

洲事變後の革新の叫び、現状打破の叫びの合理性といふものを國民が認めてきました。

この事變は當初は、北支事變と言つてゐたのが支那事變となり、しかも現地解決、即ち二十九路軍に對する謝罪要求といふやうなことから、十二年の八月十六日には、暴支膺懲、國民政府の爲すところは怪しからぬからこれを膺懲するのだといふやうな目的となり、更に後には東亞の新秩序建設といふやうに戦争目的が非常に進展し發展してきて、今日に到りました。そこで支那事變は世界歴史に珍らしいやうな大戦争、日本の肇國以來の大戦争になつてきたのです。

事變勃發當初は、調停戦時經濟でストックを使へば宜いくらゐるの戦争だと思つてゐた人があつたかも知れませんが、大戦争になりました。一面歐洲戦争から現はれたやうに、今日の戦争は軍人だけの戦争ではなく、いはゆる總力戦です。全體戦争です。武力戦と共に經濟戦、思想戦であつて、國力を擧げての戦争であるといふ内容を戦争自體が持つてゐます。しかも今述べたやうな大戦争に轉化してきたために、國內の政治、經濟、或ひは生活といふものを事變前の通りにしておいて、大戦争が出来よう善はありません。

そこで、統制經濟をやらう、又やるより仕方がないといふことになつてきました。しかしやはり、どうしても政治といふものは過去の延長であります。政治や經濟が、戦争なんかでないのだ、準戦時體制なんかやらないで宜い」といふ性格の政治、經濟では完全な統制

經濟は出来ません。物が足りないから統制をするのだといふやうな調子の低いやり方では駄目です。そのころは、戦争の正しい理解がなく、又國際的情勢の正しい認識からきてる戦争經濟が確立してゐなかつたために、チグハグの點もありましたが、それでも従來の自由主義經濟から見れば相當厳しいと思はれる統制經濟をやつてきました。さうして一面、長期戦であると同時に東亞の新秩序建設を目標とするので、戦争する以外に支那を建直し、建設しなければなりません。その面からも金と物とが要ります、いや、日本の國力のすべてを戦争に投出さなければなりません。しかもこの状態は急速には解決しやうにもない状態となつてきて、日本自體が従來のやうな政治のやり方、經濟のやり方ではどうすることも出来ないといふ情勢に迫られました。

こんな状態になつたために、何かこゝに根本的な建直しをしなければならなくなりました。要するに自由主義的な政治機構の上に立つての政治經濟、或ひは統制經濟であつたものが、本格的戦争經濟をやるためにはその立つてゐるところの機構を變へなければならぬといふ情勢になつて居りました時に、測らずも——と申しますか、必然的でありましたが——歐洲の方に大戦争が勃發しました。革新勢力は既に歐洲戦争の勃發前から統制經濟を強化徹底しようと企ててゐたのですが、舊勢力の反抗や妨礙のために實現しなかつたのです。そこに歐洲の戦火を見ることとなつたのです。

大戦の教訓 新體制の必要

歐洲戦争勃發の原因はヴェルサイユ條約から起つたものですが、戦争になつて、今さら世界の情勢の急變といふことに驚いたのが日本の一般の考へ方ではなかつたでせうか。歐洲戦争が勃發し、今年の春になると急展開して、ドイツは萬人の意表に出てノールウェー電撃作戦に成功し、また進んで白蘭に進入、世界の堅壘二十世紀の萬里の長城と言はれたマヂノ線がたわいなく破壊され、フランダーヌでは何十萬といふ捕虜を得るといふやうな、壓倒的勝利を占めて、世人は今更驚嘆するとともに、日本の國民は何故ドイツが勝つたかといふ反省的氣持で見るやうになりました。さうして結局、それはドイツの國內の機構、やり方が英佛のやり方とは違ふのだ、即ち自由主義的なやり方ではなく、ドイツ的な一元的、即ち全體主義的やり方であるといふことを誰しも感じて來ました。やり方だけではありません。今日あらしめたものはドイツのあの精神力であります。國家の理想の下、あらゆる困苦に耐へて國民が一心一體となつて進んで來た力があります。そこに我々は火

のやうなドイツ魂を見逃してはなりません。又蘇生躍進のイタリヤを見て、同じ感じに打たれてきたのでした。

話が又元に返りますが、日本がさういふ風に根本的建直しをしなければならぬ、自由主義的政治機構ではいけないと思つてゐたのに、見まいとしても見ざるを得ないやうな新たな姿に於て、歐洲の戦争情勢がまさしくそれを雄辯に説明してくれました。どうして日本は支那事變を完遂し、更に日本の運命であり責務である大東亞の新秩序を完成し、大きくは又世界の新秩序建設を遂行するためには、今までのやり方ではいけないといふことになりました。それには高度國防國家の建設が必要であり、眞に國體の本義に徹する萬民翼賛の日本本來の姿を十二分に發揚せねばなりません。その結論が新體制といふ言葉で呼ばれる日本の建直しといふことになつたのです。

こゝに至つて昭和維新の必要に迫られたのであります。

新體制は昭和維新 輝かしいその發足

日本が今、眼前の支那事變を解決すると同時に、全世界の紀元を更新すべき偉業をやり

とげるためには、外、志を同じうする獨伊と相結び、政治的にも、經濟的にも、軍事的にも三國が相寄り相扶けると共に、内、肇國の精神に基づき、萬民翼賛の舉國體制の確立を絶対必要とするのです。

近衛内閣總理大臣は、率先身を挺してこの目標に向つて進み、いはゆる新體制運動の發足を見るに至つたのです。

八月二十八日でした。首相官邸の一室で第一回新體制準備會が開かれ、近衛内閣總理大臣のあの歴史的聲明によつて日本の歴史に一頁をひらく輝かしい新體制が發足しました。

準備委員の顔ぶれ

- 八田嘉明、橋本欣五郎、堀切善次郎、岡田忠彦、緒方竹虎
- 小川郷太郎、大河内正敏、岡崎 勉、太田耕造、金光庸夫
- 高石眞五郎、永井柳太郎、中野正剛、井田磐楠、井坂 孝
- 葛生能久、前田米藏、古野伊之助、後藤文夫、秋田 清
- 麻生 久、有馬頼寧、白鳥敏夫、正力松太郎、平賀 讓
- 末次信正(このうち麻生久氏は逝去された)と全閣僚

この準備會は、委員が各方面を代表してゐるだけに、議論もなか／＼賑かであり、また熱の餘るところ、しば／＼高調に達しました。九月十六日の第六回會議まで前後六回、常任

幹事、同補佐役等の熱心な協力助力によつて、いはゆる新體制運動の組織、中核體の組織等について大體の成案を得、九月十七日、近衛内閣總理大臣の

近き將來に於て、事態はますます重大性を加ふるものと考へます。…私は一億一心といふことを形容詞の如く考へてゐたこともありましたが、今日こそ眞の一億一心でなくてはならぬと心から考へて居ります。皆様もどうか一億一心を以て協力されたい…といふ烈々たる決意のこもる挨拶を以て、準備會は歴史的任務を終へ、大政翼賛運動の具體的段階に入つたのでした。

この準備會を顧みて注目すべきことは、一貫して近衛内閣總理大臣が種々の意見をまとめて裁いてゆく形式がとられたこと、劈頭の會議に於て全員によつて誓が行はれ、眞に一丸となつてこの國家的任務に奉じようとする意圖を明らかにしたことです。

從來の會議體に見られるやうな多数決できめるやり方は新體制理念にそぐはないものとして排し、一切の取捨選擇は近衛内閣總理大臣の裁斷にまつといふ形をとつたもので、この運動の具體的發足に際しても、準備會の意見、成案を取り入れて、近衛内閣總理大臣が統裁した形を以て發表されたのであります。

新體制は前にも述べましたやうに一つの改新であります。建設のための忌憚なき意見を聞はせれば、勢ひ各の過去の批判にもなりません。そこに氣まづいもの、對立のもとにな

ることも起り得ませう。しかしこの重大な建設期にそれではいけないといふのがこの誓の行はれた所以であります。その誓はかうです。

我等は大御心を奉體し、一切の私心を去り、過去に泥まず、個々の立場に捉はれず、協心戮力、以て新體制確立のために全力を盡さんことを期す

あの準備會の場合を考へて見ても、人々のいろいろの意見が出ました。過去にお前はかう言つたとか、かうしたぢやないかと言つたら新體制は出来ません。即ち産室に籠つたからにはさういふ過去のことを忘れて、新らしく陛下の赤子として共に時局を乗切るやうにやらうといふ國民的要求があつたのです。皆さんもさういふ意味であつた誓の精神を汲みとつていたゞきたい。そして新體制といふものをかういふ心構へから見て、育て上げてほしいと思ひます。

さて、この産室を出た新體制運動は、「大政翼賛運動」として世の中に送り出されました。この日本が、國家興隆の成否を荷ふこの歴史的時代の眞只中に、力強く集立つて行く姿です。さて、次にこの綱領案を読んでみませう。これはまた今後いくらか變るかも知れませんが、その大體の傾向は次のやうなものです。

大政翼賛運動綱領(案)

- 一、諸國の精神に基き大東亞の新秩序を建設し進んで世界の新秩序を確立せんことを期す
- 二、國體の本義を顯揚し庶政を一新し國家の總力を發揮し以て國防國家體制の完成を期す
- 三、萬民各、その職分に奉公し協力以て大政翼賛の臣道を全うせんことを期す

世界新秩序は 共存共榮圏の秩序

綱領案の第一は、この新體制運動の行くべき必然性を明らかにし、第二は運動の目標を明らかにしたもので、第三は、その目的達成のための道をうたつてゐるものです。

大東亞の新秩序建設といふことは世界新秩序確立の中核なのであります。これは決して東亞新秩序建設が元であつて、逐次世界新秩序建設に進んでゆくといふものではありません。東亞新秩序建設が世界新秩序建設の一つの時機をつくるものだ、日本自らが兩方を同時にやつてゐるのだといふ雄渾な民族思想を發揚したもので、これは日獨伊三國條約締結の外交方針を通じてもはつきりされてゐることです。

世界の新秩序といつても今日のところ、世界を一単位とする組織の完成を期待することはありません、また個別國家の秩序でもなく、生存圏の秩序のことです。古い領土侵略的精神ではなくて共存共榮といふ崇高な精神で動いてゐるのです。世界諸民族が狭い個人主義的理念を捨て、もつと廣い大きい理念の下に數箇の共存共榮圏を形成することは、必然の勢ひです。東亞、アメリカ大陸、ヨーロッパ、ソツィエト聯邦といふやうな共榮圏が形づくられて行くのです。

そして日本が大東亞の共存共榮圏を指導すべき立場に立つことは、歴史上から見ても、地理上から見ても、經濟上から見ても必然の勢ひであります。それは英米支配の金權的世界秩序を打破して新しい生存圏を建設しようといふことです。そして一定の共榮圏の中で必要な國防資材、動力源等を確保する方針で進み、足らないものは外國から物をとる、その引當として、その外國でほしいものをこちらから出すといふ形になるわけです。

日本はとにかく日滿支を中心に南方を含めて、いはゆる大東亞共榮圏を確立して行かねばなりません。そのためには結ぶべき國々とは結び、舊き秩序との摩擦も敢へて恐れぬ決意を固める必要があります。

國家の體力向上 これが國防國家

國防國家とは、單に軍備の充實、といふやうなことではありません。國防國家といふものは國家のあらゆる制度、あらゆる力、あらゆるものを國防といふことを中心とし、基として行く。政治も、經濟も、文化も、われ々の日常生活も……あらゆる部面を國防といふものに結びつけ、しかもそれを發展的に一體化させて行くことです。即ち道路を作るのも國防、労働者を救済するのも國防、といふやうに、すべての國家活動を、從來の狭い武力戦といふ意味でなしに、非常に高度の國防といふことに結びつけ、廣義國防の諸要素を充實して行くことが國防國家の建設です。國防力の根本が國民の資質、體力を向上し、旺盛な精神力を養ふことにあることは申すまでもありません。

明治天皇御製「民」

ほとく心に心をつくす國民のちからぞやがてわが力なる

とよまれて居りますが、一億國民がこの氣持に徹することが、最も國の固めを固くすることなのであります。

國防といふと何だか發展的氣持が一つもない、日本は防ぐだけだ、決して攻めるのではない、國防は國土防衛だといふ感じがしないでもないが、それは舊い觀念です。

國防といふことには結局積極と消極とあります。消極面に於ては敵を日本に入れないことを意味してゐますが、積極的面に於ては國家の發展を保障する、皇基を恢弘し國威を發揚することを意味し、さういふ意味を持つてゐるのが國防です。要するに、日本として體力が充満して力があれば何時でも敵に應へることが出来るといふことです。國防國家の建設は國家の體力の充實向上です。

さて國家の體力を充實して國防國家を建設する國家體制のためにはどうすればよいか、近衛内閣總理大臣の聲明の中に、新體制の中で最も重要なことは、その基底をなす萬民贊のいはゆる國民組織の確立であるといはれてゐます。その國民組織とは何か。

その聲明によりますと「國民が日常生活に於て國家に奉公する組織」であり「經濟に於ても文化に於てもあらゆる部門がそれく縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的な組織」と説明されてゐますが、要するに國民組織といふのは、職能奉公の精神を貫いて國民各分野を再組織したものだといへます。

この場合に職能奉公の精神といふのはどういふことを指すかといひますと、自己の從事してある仕事は單に自己の個人的な仕事ではなく、國家全體の仕事の一部分を遂行してゐるといふ確信であります。ですから、一切の産業活動の心構へが私的な態度から公的な態度に轉換することが職能奉公、職域奉公の精神の基調です。

職域奉公とは
仕事に勵むことか

ところで、職域奉公といふことはどういふこととせう。たゞ汗水たらして一生懸命にやつてゐればよいのか。「こんなによく働いてゐるではないか」といふ人がありますが、それで満足することは大きなはき違ひです。職域奉公の意味はさうではありません。職域に於て奉公するとは、たゞ職に勵めば宜いといふやうな、さういふ平凡な意味ではありません。職域に於て新しい考への下に大御心を體して御奉公することです。

われわれの生命だつて、第一お上の御預り物ですし、財産だつて然りです。ところが、先刻のやうな自由主義的な秩序で教育され、生活して來たために、兎角自分の職業、生活

といふものは自分の富を得るためだ、自分の生活の安易のためだといふやうな氣持になつて居つたのです。これを止めて、御奉公の思想でやらなければなりません。自分の一擧手一投足も亦國家の力を附ける、力を蓄へる、國力を培養するといふ意味でやらなければなりません。

いはゆる御奉公の思想で行くといふことです。職域奉公は職分に勵むといふことだけではなくして、職分に於て國家的行動をするといふことです。自分の持つてゐる或ひはこれから持つ職分は、國家のためにどうして御役に立つかといふ心構へから出て行かなければなりません。

ですから、大に於ては産業家、小に於ては職工さんまで、要するにこれをやれば儲かるかうすれば自分は食へてゆくといふのではなしに、働くことによつて一家も食へてゆき國家産業を興すのだ、或ひは石炭を一塊出すことは國力が強くなるのだ、大企業もかうすれば軍事力が強くなるのだ、さういふやうに國と結びつく。又さういふ喜びを感じるやうな御奉公をしてもらひたいのです。

わかり易く例をとつて説明してみませう。例へば官吏なら官吏が、月給百圓なら百圓を取るために毎日役所に行つて役所の仕事をするのではなくして、役所に行き役所の仕事をすることはあつて奉公する純粹な氣持です。これに附隨して生活保障として百圓なら百



圓がついて來てゐる。さういふ心構へに普通の商人もなるといふことが職域奉公の姿です。それが今までの商人の場合には兎に角先づ儲けることが先で、それが間接的に、國家公益のためになる結果を産み出すだけといふことになつてゐなかつたでせうか。裏腹の關係にありますが、それが逆に變つて、國家公益のために商ひをするのだ、それによつて御奉公するのだといふ建前になり、それで生活が保證されるといふ考へが導き出されて來るといふ状態になるのが職域奉公の姿です。

もう一つ例をひいてみませう。日露戦後の頃には、親は子供に身體を大事にしなればいかぬ、病氣してはいかぬ、身體は御預り物だといふ觀念があつたものです。あの當時は、日露戦争といふ民族的洗禮を受けてゐたから御預り物だといふことを親たちも言つてゐたのです。お米でもさうです、米は一粒でも恵みを頂くのだと言つてゐたのです。これは昔は日本は皆さうでした。都會でも明治初年はさうでした。ところが最近では歐米式になり物質的にのみものを考へるやうになりました。

しかし本來の日本人はそんなことでは困ります。節米にしても、たゞ節米といふだけではない。米は恵みを頂くのだ、「勿體ない」といふ氣持で、自分の仕事も御預りして御守りしてゐるのだといふ態度になるのが職域奉公です。

新體制一億民に役が付き

職域奉公はかういふ觀念です。皆が公務員なんだから……官、民といふ對立觀念はない。法律關係は官吏であつてもさうでなくとも、要するに職分は國のためなのだといふ考へに、みんなが徹底する必要があります。ですから一切の經濟活動の心構へが物質中心の態度から公的に御奉公の態度に轉換することが職域奉公の基調です。

國民組織とは何か

まづ心構への新體制

さういふ考へを押し進めてゆきますと、國民組織といふのは結局精神的には國民の各個の心構へが、或ひはその姿勢が、國家の大方向に統合結束されることであり、これを經濟的に見れば今までの營利萬能の自由主義的な經營を純粹な職能奉公本位に、言葉を換へて言へば公益本位に建直することになるのです。

さてそれでは、かういふ國民組織はどういふ風につくられて行くでせう。それは申すまでもなく大政翼賛會の今後の研究に俟たねばなりません。たゞその場合でも、その一般的構成は大體に職能的な方面と地域的な方面とに分たれることになりませう。近衛内閣總理



大臣の聲明の中には、「國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織であるが故に經濟、文化の各領域に互つて樹立されなければならぬ。さうして經濟に於ても、文化に於ても、あらゆる部面がそれ／＼縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合する所の全國的なる組織が作られねばならない」と説明されてゐることは先に述べました。

それは職能的な面と、やはり地域的な面がその構成の上で分れて考へられ、職能的な面は、更にこれを大ざつばに經濟的な面と文化的な面とに分けて考へることが出来ませう。

經濟的には……鑛工業、商業、農業、漁業等それ／＼の分野を經營の大小と特質に應じて個々の經營と、或ひは團體の公的性質を確立するやうにこれを職能本位、つまり公益本位の原則の下に組織しかへることが必要となります。

文化的な面もまた、國民の文化生活を個々人の娛樂とか營利のために供することを目的とせず、例へば、學藝技術、音樂或ひは、教育、出版等の各種の態様に應じそれ／＼國家の進展と、國民文化の昂揚といふ原則の下に、組織しかへるのです。

地域的にこれを考へますと……、現在あるところの行政組織の外に下部組織として部落常會とか、隣組とか、隣保班とかいふやうな組織を新たに擴充してこれを従來のやうになるがまゝの發展に任せないで、それが地域的に見た國家の單位細胞であり、自然生長的な國家の向つてゐる方向と相貌とが、この單位細胞にくつきり表明されるといふ自覺の

下に、新しい潑刺たる協同結束の精神を以てこれを指導する組織を確立することが必要であります。

この職能的の構成と地域的の構成とは互ひにくひ違はず、矛盾衝突を起さぬやう、常に國家目標の一點に向つて統合されるといふ建前でなければならぬことはいふまでもありません。例へて言へば、一つの織物の經緯に職能的な國民組織がなれば、地域的な國民組織はその織物の中の緯絲の關係になる。これが相統合されて、一つの立派な布地が出来るといふ關係になることが必要なのであります。

要するに、國民組織を作るといふのは先刻言つたやうな國家總力の發揮が出来るといふ状態に國民が組織されるといふことなのです。ですから組織を作るといふことが目的ではなくして、方法手段だといへませう。新體制とはさういふ姿勢、心構へに國民がなるといふことなのです。それをするためにはどうするか。それにまつ必要なのは、心構への新體制です。つまり精神的な自覺、準備が、國民組織運動の前提です。

新しい體制をつくるためには、その中味である新しい人間、新しい魂を作り上げねばなりません。魂と精神を入れ替へた人間によつて日本の新しい姿が出来ると、そこに新體制の眞面目が發揮されます。

そしてかゝる魂のこもつた強固な、立派な布地の組織が出来たときに、そこに初めて

國家國民の總力が發揮されます。上意下達も、下意上達も、職能的組織や地域的組織が完全に出来て初めて眞の効果を擧げ得るのです。

新體制は、本質に於て近衛内閣總理大臣の言葉のやうに、「上意を下達して國民を誘導し、下情を上通して國民一體の政治を完成せんとするものであります。乃ちその處を得しむるは政治の任、その誠を致すは臣子の分、斯くの如くにして始めて、義は君臣にして情は父子たるわが國體の精華を發揮し得べく、新體制の理想も亦是に盡くるのであります。」

一億の盛り上げる力で 大政翼賛運動

だがしかし、こんな國民組織がオイソレと出来るものではありません。國民組織が政治、經濟、文化の各部門を通じて完成されるためには、そのもとになるもの考へ方、心構への革新が前提とならなければなりません。これは非常に大きな仕事です。國民の中から燃え上る一つの國民運動が是非とも必要になつて來ます。日本國土に生をうけた者すべてがこの運動に参畫して、この國民組織を完成するための努力を共にしなければなら

い、それが「大政翼賛運動」なのです。さういふ氣運は方々で起つて來ましたが、ほつてゐて脱線したり、方向が違つては困ります。それは本來なら國民の自覺に基づく自發的運動であるべきですが、今日の國情はそれを待つ暇がないので、やむを得ず政府の力で行はうとするのです。

そこでこの國民運動の中心になつて、それを推進してゆく機關が必要になつてきます。それが準備會でまとまつた中核體、すなはち「大政翼賛會」なのであります。翼賛會は翼賛運動のモーターであり、油なのです。

そして運動と會の關係は、コマと心棒の關係のやうなもので、動くのはコマ全體ですが、それを動かすのは心棒だ、心棒が廻ることによつて、コマ全體が廻るわけです。機關車が列車を引つばるのは違ひます。機關車は外にあつて引つばるのですが、コマの心棒は中心にあつて動かすからです。

結局、大政翼賛會の目標は、大政翼賛運動の目標である國民組織を作り上げることで、それは單に或る時期が來たら出來るといふものではありません。組織だけの問題ではなしに、その中に籠る魂の問題も含めての完成であります。ですから觀念的には、その目標が達成される時期がくれば、大政翼賛會も一應使命を果したことになるとも言へますが、實際問題としては、國民組織が出來ると同時に大政翼賛會はその中核體となつて組織の運

用を圓滑ならしめる大きな機能を持つといふ風に考へられてゐるわけです。

この大政黨贊運動は、近衛内閣總理大臣の聲明にありますやうに、「官民協同の國家的事業」であり、單に狭い意味に於ける精神運動ではなく、實に「政治理想と政治意識の高揚を目的とするもの」であります。

従つてこの運動は高度の政治性を有するものではありませんが、それは斷じていはゆる政黨運動ではありません。政黨はその本質の中に個別的な部分的な利益、立場を代表する性質を藏してをります。勿論、部分なき全體はないのでありますから政黨がその中に部分的要素を持つといふことだけで之を非難するは必ずしも當りません。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代には、かういふ政黨の存立もその意味がありました。わが國でも政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは認めねばなりません。しかしながら同時に、政黨の過去に於ける行動がやゝもすれば、わが議會協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたことも亦否定することは出来ません。

國民組織の運動はかういふ自由主義を前提とする分立的政黨政治を改めようとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なものです。それは國民の總力を一つに集め促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものです。それですから、國民組織運動はかりに民間運動として始められた場合でも、既に本質上は、從來のやうな政黨運動ではありません。むしろ政黨も政派も、經濟團體も文化團體も、すべてを包括して奉公の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものです。

一國一黨はなぜ
わが國では許されないか

ところで、この運動は、ドイツのナチズムやイタリアのファシズムのやうに、一國一黨になりはしないかと恐れをいだく向きがあります。この點は、近衛内閣總理大臣も最も研究をとげ、また苦心されてゐるところで、わが國に於ては國體に鑑みても到底さういふ一國一黨といふやうなことは許されないのであります。

何となれば、ちよつと理窟はくりますが、一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の権力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる権力の把持者となすことを意味するのですから……かういふ形がドイツやイタリアのやうな他國に於て如何に優秀なる實績を



示したとはいへ、その形を直ちに日本に於て認めることは、一君萬民のわが國體の本義を紊るものといふべきです。わが國に於ては萬民ひとしく翼賛の責に任ずるのであつて、一人もしくは一黨が権力によつて翼賛を獨占することは絶対に許されません。

要するにこの大政翼賛運動は、國民全部がそれ／＼部署につくことなのであります。そして尻を叩かれて行くのではなしに、自ら駆けて行くことなのであります。誰から強ひられるのでもなく、自ら進んで、しかも喜んでこの新體制に協力しようとする。そこに一億一心、日本國民の力強さがあります。

この大政翼賛運動の中核體、即ち、この運動を推進する機關である大政翼賛會はかくして發會式を擧げることになつたのであります。

さてこの會の性質はどういふものかといふことが問題になります。政治運動であるなら、その會は政治結社かどうかといふ問題です。

この運動の中核體は、國家國民の總力を集結して大政翼賛の體制を建設しようとする舉國的、全體的な國民組織運動の筋金をなす組織であつて、派閥的、抗爭的な性格を有するものでないばかりか、またその組織においても單なる民間の組織でなく、内閣總理大臣はじめ政府の機關がこれに参加し、いはゆる官民一體となつて組織し、且つ政府の側から

積極的に働きかけ、國家の公の作用によつてつくられる公的の結合體であるから、治安警察法の豫想しない別個の性質を有するもので、いはば、より高度の政治運動といふべく治安警察法にはゆるる政治結社として警察取締の對象と見るべきものではないのであります。

大政翼賛會の組織 事務局と協力會議

ところで大政翼賛會の組織機構はどうなるでせう。會にどんな役員がおかれるかといひますと、規約には總裁一名、顧問若干名、總務若干名(内若干名を常任とすること)を置くこととあります。

總裁は、本會を統率しこの運動を指導する人で、内閣總理大臣の職にある者が當ることになつてをり、現在では近衛公であります。

總裁には何故内閣總理大臣がなるかといひますと、それは内閣總理大臣は大政輔翼者として、陛下の御信任を得た者で、國民を提げて臣道を實踐し大政を翼賛するのについて、同一人が總裁になることは自然だからです。つまり政府と表裏一體をなすといふことを完璧ならしめるためには、その根源を二にしておくことが必要だからです。もしこれが二

大きな政治力を持ち、大命を承けて國政變遷の任に當る内閣總理大臣と政治上の意見を異にするやうなことがあれば、政治の運行を阻害することになり、大きな危険が起り、かへつてこの組織を設けた根本理由と相反することになります。ですから運動の中心はどうしても一つではつきりしてゐなければなりません。

顧問は總裁の諮問に應へる人であり、政府側と各方面の代表者中より選ばれます。この總裁の下に中央本部が設けられ、事務局と中央協力會議が置かれ、總務、參與も置かれます。

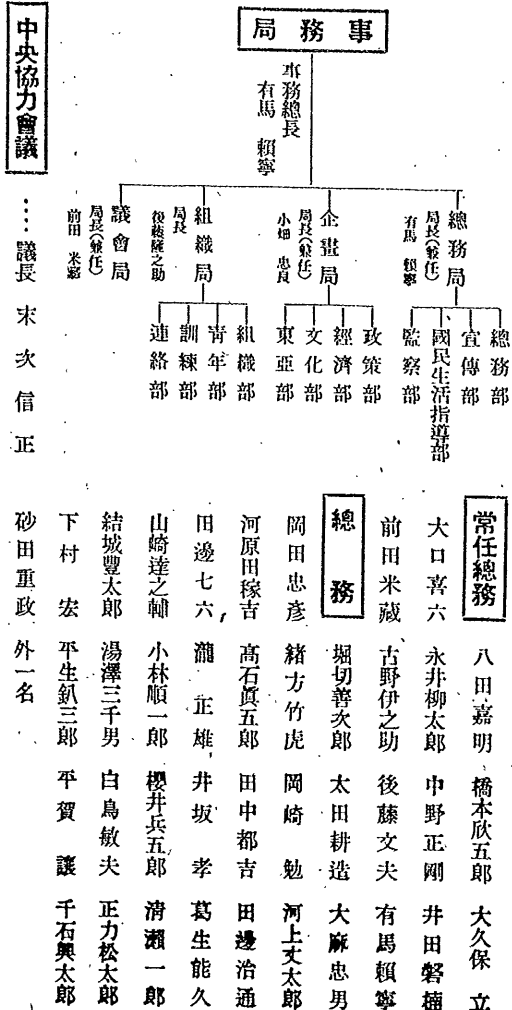
總務は總裁を輔け本會に關する重要事項を審議する人で、うち數名は常任總務として事務局の各部局の仕事に當ります。

この中央本部の事務局に總裁の指名による參與を置き、企畫と活動に參畫させますが、これには政府要路の人々の外に民間からも選ばれ、事務局と政府との連絡

- 大政翼賛運動規約**
- 第一條 本運動ハ全國民ノ運動ニシテ之ヲ大政翼賛運動ト稱ス
 - 第二條 本運動ハ萬民翼賛、一億一心、職分奉公ノ國民組織ヲ確立シ其ノ運用ヲ圓滑ナラシメ以テ綱領ノ實現ヲ期スルヲ目的トス
 - 第三條 本運動ヲ推進スル機關トシテ大政翼賛會ヲ置ク
 - 第四條 本會ノ構成員ハ本運動ノ綱領ヲ體得シ挺身之ヲ實踐ニ當ル者ノ中ヨリ總裁之ヲ指名ス
 - 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 總裁 一名 顧問 若干名
 - 總務 若干名 (内若干名ヲ常任トス) 總裁ハ内閣總理大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル
 - 顧問及總務ハ總裁之ヲ指名ス
 - 第六條 總裁ハ本會ヲ統率シ本運動

であれば、場合によると大命を承けて國政を變遷する者と政治上の意見を異にするといふやうなことがあつて、困ることになります。

この點は準備會でも随分論議された問題で、内閣總理大臣が總裁を兼ねることになれば、内閣總理大臣の更迭の度に總裁が代つて、國民運動としての力が弱くなりほしくないかといふ心配がありますが、それはやむを得ないことです。その逆にその組織の長が非常に



に當ります。

中央協力會議の權限、性質については、規約には明らかになつてゐませんが、各方面の代表者が集まり、總裁から指名された代表によつて、國民の各分野がことごとくこの運動の中核體の仕事に共働するといふ意欲が盛り上るやうにしなければなりません。國民の政治的の意欲がこゝに凝結され、これを事務局を通じて政府に反映させます。こゝに、政治性の萌芽が萌すわけです。そこでこそ、はじめて中央本部の機能に強力な政治性が與へられるのであります。

しかしながら、この形のみを以て、いはゆる上意下達、下意上達の機能が發揮されると見るのはいけません。協力會議は國民組織そのものではなく、國民組織を促進するための一つの機關であります。

さてこの中央協力會議の構成員は、一應は規約に定つてゐて、半分は道府縣協力會議の推薦した者、半分は總

ヲ總理ス

第七條 顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ズ

第八條 總裁ハ總裁ヲ輔ケ本會ニ關スル重要事項ヲ審議ス

常任總裁ハ常時、會務ニ參畫ス

第九條 本會ノ中央本部ヲ東京ニ置ク

第十條 中央本部ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置キ之ヲ局及部ニ分ツ

事務局ニ事務局長一名ヲ置ク

各局ニ局長一名、各部ニ部長一名及副部長若干名ヲ置ク

事務局長、局長、部長及副部長ハ總裁之ヲ指名ス

局及部ノ所管事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 事務局ニ參與若干名ヲ置キ中央本部ノ企畫及活動ニ參畫セシム

參與ハ總裁之ヲ指名ス

其ノ任期ハ一ケ年トス但シ再指名ヲ妨ゲズ

裁の指名となつてゐますが、前者は道府縣協力會議でどうして推薦するか、互選によるか、會員以外の者を指名して推薦するかといふこと、後者についてはどういふ人を總裁は指名するか、例へば團體代表を採るか、學識經驗者を採るかといふやうなことはまだ決してゐません。かういふことは大政翼賛會自らが今後なすべき仕事の分野に屬します。

この中央本部と政府との關係については、密接不離の關係がなければならぬことはいふまでもありません。まづ人的關係ですが、行政部局の適當な人が顧問、參與として參畫するわけで、議會についても同様です。

また各省との關係を更によくするため、連絡委員會の設置の如きことも考へられます。

次は各省との仕事の關係です。中央本部と政府とは對立するものではありません。具體的には政府の政策の參考として、中央本部が種々の意見を政府に傳へ、又政府

第十二條 中央本部ニ中央協力會議ヲ附置ス

中央協力會議ニ議長ヲ置ク、議長ハ總裁之ヲ指名ス、其ノ任期ハ一ケ年トス、但シ再指名ヲ妨ゲズ

中央協力會議員ハ總裁之ヲ指名ス

前項會議員ノ半数ハ道府縣協力會議ノ推薦シタル者ノ中ヨリ總裁之ヲ指名ス

第十三條 道府縣、郡市、町村其ノ他適當ナル地域ニ本會ノ支部ヲ置キ各協力會議ヲ附置ス

支部ノ構成ハ別ニ之ヲ定ム

支部ノ役員ハ總裁之ヲ指名ス

第十四條 中央及地方協力會議員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再指名ヲ妨ゲズ

第十五條 本會ノ經費ハ會費、政府補助金其ノ他ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 本運動ニ關スル規程ノ制定並ニ變更ハ總裁之ヲ決ス

て決定した政策を中央本部を通じて各方面に圓滑に行き渡らせるといふやうになります。

ところで、役員以外の會員、つまり中央本部で事務をとつてゐる者以外の中央本部員——といふか、大政翼賛會員——は、一體どういふものかといふ問題です。それは大政翼賛會の事務をとつてゐる者が各部に對して、外から働きかけるのと相呼應して、經營なり企業なりの中にあつて、その方向に建直してゆく指導者の役割を持つことになるのであります。従つて要は、これら經營の構成員の一人であるが、實質の仕事は大政翼賛會で仕事をやつてゐる人と同じ方針でやつてゆくことになるので、これも會員といふ扱ひにするわけです。それでは結局、この會員の仕事ぶりはどうかといへば、その經營の中で出来るだけ同志を糾合して、一つの研究會のやうなものを作ることになるか、或ひは連絡委員會といふやうなものを作ることに分りませんが、ともかくそれによつてその經營を建直してゆく指導者の役割を果すといふのが、その活動の根本的の方針で、そこに單に一人の指導者があるといふ風には考へてゐません。初めは一人でも、その周りに同志が糾合されて、それが同じ役割をもつてその經營の中で働くといふ關係になるので、そこに數名乃至それ以上の一つの核が出来てきます。具體的には、さういふ指導者のなものと中核體とが緊密な連絡をとつて、中核體の指導方針の線に沿つて、その經營の再建に内から呼應して活動するといふ形になるのです。いはゞ中核體の出先といふべきもので、職場に於

て、大政翼賛會と緊密に連絡をとつて實踐行動をやつて行く會員です。

議會の権限はどうなる 中核體と軍の關係

帝國議會との關係はどうなるのでせう。この新組織は、帝國憲法の範圍内の組織であり、運動であることは、近衛内閣總理大臣の聲明の通りで、議會の権限については變更はありません。議會との關係については、議會人が中央本部の議會局に入るだけではなく、その他の部局にも入ると共に、協力會議へも參畫することとなります。更に議會開會中は、議員團を作り、その中には商工部、農林部等を置き、これが各省との連絡をとるやうなことも起りませう。

軍との關係については、九月十三日の準備會で、東條陸軍大臣が、軍の見解として、次のやうに述べて明らかにしてゐます。その趣旨は、「新體制に對しては軍はもとより積極的に滿幅の協力をなし、特に精神的に異常の熱意を以てこれが完成の促進に寄與せんとしてゐます。けだし軍人は勅語勅諭に示しあるが如く、その現役に在ると在郷なるとを

間はず、ひとしく各、その立場に於て各自の分を守り一意盡忠報國の赤誠をいたすべきを實踐してをり、これやがてこの新體制の理念たる萬民の大政翼賛、職分奉公の臣道と合一し、そして又、軍の希求する國防國家體制確立の要道なりと確信するからであります。しかしながら本運動の中核體がその本質に於て高度の政治性を有し、強力なる政治活動を使命としてゐるのに鑑み、これに對し直接一般現役軍人を組織に加入せしめることはわが建軍の本義に照らしこれを認めることが出来ません。但しその任に於て政治に參與し得べき大臣、次官、軍務局長等特定の職務に在る者を限り、軍と中核體との連繫協力のため、たとへば顧問、參與等の資格に於てこれに加入するは適當と考へてゐます」といふにありました。なほ最後の準備會で、及川海軍大臣は特に發言を求め、海軍も新體制運動に積極的に協力をなす熱意を持つてゐることを明らかにしました。

地方機構も新體制 府縣會と協力會議

地方機構については、規約で、道府縣、都市、町村、その他適當な地域に本會の支部を

置き各協力會議を附置し、支部の構成は中央本部に準じ、支部の役員は總裁が指名することになつてゐます。が、中央本部の各部局に準ずるといつても、それ等が地方にそのまゝ並べられるわけではなしに、實情に即して、もつと簡略な姿になりませうし、從來の行政組織との關係も考慮されてきめられて行くでせう。

ところで中央と地方との命令權の問題がありますが、これは一方は本部から支部、一方は大臣から地方長官と行くのです。地方應と地方支部との關係も、中央と同じやうなもので、結局は人的結合によつて有機的な連絡を圖ることが必要で、二重の機構があつて、それが相争ふといつたやうな状態には絕對になつてはいけません。

中央と地方の協力會議の關係は人的に縱のつながりを持つべきでありませうが、上段協力會議と下段協力會議との間には直接指導關係はありません。要するに、道府縣協力會議が町村協力會議を指導する權限はないが、しかし人の關係は町村協力會議から郡市協力會議に選ばれ、郡市協力會議から道府縣協力會議に選ばれることが考へられます。

この道府縣協力會議と道府縣會との關係は、或ひは問題になるかと思ひますが、道府縣市町村會は法制的根據に基づく議決機關であるから、そのつから協力會議とその分野を異にします。協力會議は常時、例へば月に一回開かれて、その地域内、すなはち道府縣内或ひは市町村内における國民生活の全般に互つて、縣その他の行政機關の補助的、協力的役

割を果すものですが、道府縣會や市町村會は地方自治體の意志機關でありまして道府縣市町村の行政活動に關する各般の事項を決定するものであります。

こゝで一つ問題になるのは郡の支部です。内務省は地方を現地的に世話をするいはゆる中間機關を考究中ではありますが、またその設置されてゐない現在においては、取りあへず、例へば郡の町村長會長といふやうな人、その他適當な人を、府縣知事の推薦等によつて總裁が指名し、これに郡支部の事務および郡協力會議を主宰せしめる、といふやうなことになるのではないかと考へられます。これ等の點はなほ研究を要する問題です。

向ふ三軒兩隣り 脚光浴びた隣組

この組織が直接國民につながるのには部落會、町内會、更にその下に隣保班、隣組を通じてあることは御承知の通りです。そこで、この最下部組織を大いに整備強化する必要がありまゝ。この組織については去る九月十一日に内務省から訓令が出てゐます。たゞ注意せねばならぬことは、隣保班長、隣組長或ひは常會長にその人を得ることが必要で、將

來は會員になるやうな者でなければならぬといふことと、運用については、これも通牒が出てゐるのであります。が、回覽板ばかりでなしに常會を大いに開いてもらひたいといふことです。

常會は隣組、隣保班ごとに開いて各戸から必ず出席するやうにし、町内會、部落會の常會には區域内の隣保班代表は必ず出席し、住民生活各般の事務を相談して、お互ひの教化向上を圖るやうにしたいものです。また區域内のいろ／＼の會合もなるべく部落常會や町内常會に統合するやうにさせよう。

市町村常會(六大都市では區常會)は市長、又は區長を中心とし、部落會長、町内會長又は町内會聯合會長と市町村内各種團體代表者その他適當な人々で組織して、區域内の行政の綜合的運営をはからうといふのです。やれ何々委員會、やれ何々委員會といふのは、なるべくこの市町村常會に統合しようといふのが、この訓令の趣旨で、是非やりたいことです。こんなところにも新體制の實行問題があります。

砂糖、マッチの配給などで、隣組は都會地でも時代の主役になりました。一億一心、萬民翼賛の姿を地で行く大役がこの隣組、隣保班の雙肩にかゝつて來たのです。

この部落會、町内會の本領は、他でもない隣保團結の精神です。向ふ三軒兩隣り、共に喜び共に憂へる、みんなが堅く結び合つて互ひに切磋琢磨し、人格の向上をはかる、そこ



まで行きたいものです。うるはしい隣保相助、この精神あつてこそ、一億民を結ぶ國民組織に筋金が入り、魂が入ります。

市町村の場合は常會をそのまま、協力會議とするといふ建前になつてゐますが、しかし現在の市町村常會がいつまでもそのまゝでいゝといふわけではありません。將來は専ら會員をもつて構成されるやうに、人的に相當修正を加へなければならぬ點があると思ひます。それから縣によつては郡常會、縣常會の存するところがあります。その場合には協力會議と機構がダブることになりますが、現在ある縣常會、郡常會は主として精動關係で設けられたものですから、協力會議が成立した暁にはこれに統合されるか、または廢止されるか、適當に處理されるべきものです。

とにかくこの組織で、少くとも形の上では、上は總裁内閣總理大臣から下は津々浦々の一國民まで、一筋につながることにになりました。下意上達、上意下達の筋が通るので、この上意下達で、政府の行政機構の線とこの線と二本になりはしないかといふ問題が起ります。しかし、その點は、政府の行政機構の線だけでは十分でないから、この大政翼贊會の線がそれに協力するといふことになり、政策は決して二途に出るのではありません。

翼贊會員になるには
日本人なら有資格者

ところでこの大政翼贊會の會員即ち構成員には誰がなるか、會員の資格が問題になります。この運動が全國民の運動である以上、日本人である限りオキヤアといった瞬間から廣い意味の會員の資格がありますが、會は運動の推進的役割を持つてゐる實踐團體ですから、この運動の綱領を體得し挺身これが實踐に當る者を國民の中から總裁が指名することになつてゐます。會員になりたいからといつて、會費さへ拂へばなれるといふものではありません。會員といつても一種の會の役員と考へればよいので、國民全部が役員にはなれないのです。

大政翼贊運動は全國民の運動であるべきであるのに、一部の者によつて會が組織され、しかもその會が主要な役割をつとめると、その會に關係するものだけが、眞の國民運動者であつて、その他の者は無關係な立場に置かれてゐるやうに考へる人もありますが、決してさうではありません。いはゆる「會員」はこの運動の推進者に過ぎないので、たとへ「會

員」にならなくとも、運動の精神、會の目的には反対はないわけですから、この意味で大いにこの運動に協力し、積極的に活動していただくかねばなりません。

次に、この會のお基所はまだはつきり決まつたわけではありませんが、規約には國の助成金、會費その他となつてをります。「その他」といふのはいろいろ問題のあるところですが、預金利子等を含むだけではなしに、淨財の獻金なども見込んであるわけですから。

そして會費も問題になるところです。それはつまり問題のやうですが、運動の性格を決定する上に重大な意味をもつたものなのです。それは大政翼賛會の構成員が單なる月給取に墮することなく、みんな手辨當で、貧者の一燈的に幾分づゝなりとも費用を持ち寄つて、これは自分達のものだ、自分達がこれを作つてゐるのだといふ政治的意欲を盛り上げること、すなはちこの中核體に政治性をつける一つの重大なる因子をなすものであることを看過してはなりません。そしてこの會費については目下研究されてゐます。

なほこの運動が朝鮮、臺灣等の外地にも及ぶのは當然で、その組織が構成されることは自明の理でありますけれども、その方法、内容等については中央本部の研究に俟つことになつてゐます。

議會は翼賛體制 官界も新體制

内外の新情勢に即應して、國家國民の總力を結集し、これを最高度に發揮し得るやう、いはゆる高度國防國家體制を整へるためには、先づ萬民翼賛のいはゆる國民組織を確立することを不可缺の前提とすることは申す迄もないところでありますが、更にかゝる國民組織と並んで、強力な國內體制を整備することが、極めて必要であります。近衛内閣總理大臣の聲明には、新體制の確立と共に政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬことをうたつてありますが、これ等の事項は目下政府で鋭意調査研究を進め、その實現を期して居ります。

統帥と國務は、びつたりと諧和して行かねばなりません。これについては、例へば、大本營と政府との連絡會議を恒久化するとか、その他いろいろ方法を目下研究中です。

官界新體制問題としては、近衛内閣の基本國策要綱に「國內態勢ノ刷新」として、「行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其ノ統一ト敏活トヲ目標トスル官界新態勢ノ確立」の一項目を擧

げてをり、これについても目下政府で調査研究を進めてをります。
官界新體制として實現さるべき事項はいろいろありませうが、政府がすでに閣議で決定し、それ／＼關係各廳で、成案を準備中である二、三の事項を示すと次の通りであります。

- 一、官吏制度の改革 (イ) 文官任用制度の改革 (ロ) 文官分限制度の改革 (ハ) 文官試験制度の改革 (ニ) 下級官吏生活不安除去等官吏待遇の合理化 (ホ) 日滿間の交流人事に必要な制度の樹立
- 二、官廳行政事務の再編成 官廳行政事務につき國防國家體制に即應する如く重點主義を採用し不要不急事務を一時停止すること
- 三、吏道刷新昂揚 (イ) 官紀の振肅 (ロ) 官吏の再教育再訓練 (ハ) 中央地方を通ずる総合的交流人事の實施

これ等の事項の中、あるものはすでに成案を以て實行に移す準備中であります。次に議會翼贊體制確立の問題でありますが、議會翼贊體制確立とはどんなことをいふのか。一口に云へば、これは帝國議會の組織と機能を、帝國憲法制定の御精神に恪遵し且つ時代的要請に合致せしめようといふことであります。

帝國議會が大政翼贊の 陛下の機關たることはわが國立憲制の特色であつて、議會存立

の意義は外國のそれとは根本的に異つてゐますが、そこで、現實の議會が如何に組織されてをり、如何に運用されてゐるかが問題となります。

帝國議會の現實の體制をして、現下に於ける大政翼贊の時代的要請に即應せしめようとする企てが、即ち議會翼贊體制の確立であります。

帝國議會の機能は、大政翼贊を以て本義とすべきものであります。議員の行動が大政翼贊の本然の姿から逸脱するやうなことは、勿論容認出来ませんし、又大政翼贊の本來の職責を盡すのに、缺くる所があり、足らざる所があつてはならないと考へます。

今日のやうな重大な世局に際しては、議會と政府との協力關係の確立といふことは特に重視されねばなりません。

政府と議會との協力關係確立のためには、制度に於て又其の運営に於て、篤と工夫せねばならぬものがあると思ひます。

帝國議會翼贊體制を確立するためには先づ議會そのものが、大政翼贊の重責を最も適當に盡し得る適格者を以て適當に組織される必要があり、従つて政治運営の改善の外に、議院の組織そのものについても、改善を要するものがあると考えられます。そのために、議院法の改正とか、貴族院制度の改正とか、衆議院議員選舉法の改正とかいふ問題が、研究題目として、取上げられることとなりますのであります。なほ大政翼贊會との關聯に於ても相

當考究を要するものもあると思ひます。
議會翼賛體制の確立といふことはかういふ方向をとつて、新體制への一路を辿ることとなりませう。

さて、この大政翼賛運動の下では政治團體はどうなるでせう。これは最も一般の關心の深いところです。

既成政黨は、御承知の通り、としく解散しこの運動に参加しようとしてゐます。準備會にも、本部の事務局にも舊政黨人も入り、政治の新體制確立へ努力してゐます。しかし、會には政治團體としての加入は認めず、又政治團體員としての資格で加入することも認めないことになつてゐます。

ところで、この新組織の下で政治團體を認めるかどうかについては、近衛内閣總理大臣が第二回準備會で「政府は権力をもつて政治結社を禁ずるやうなことはしない。しかし新體制の目的を考へれば、いかなる既存の政治結社もその他の團體もこの新體制に當然加はるべきで、従つてそれ等は解消することを期待してゐる」と言つてをります。つまり、政黨は認めないのではないが、かういふ萬民翼賛の運動なのだから、自然に解消して入つてくれることを期待するといふことです。

それから次には、一體新體制下の各種團體はどうすればよいのかみんな暗中摸索です。

婦人團體、青年團などの大同團結の氣運が動いてゐます。

まづ在郷軍人會については、陸海軍大臣とも全然同一意見であることを明らかにして居ります。それは個々の在郷軍人は一般國民である以上、特にその實質に鑑みこの運動の熱烈優秀なる實踐員、すなはち本組織體の核心的構成分子として参加し得るのは勿論で、むしろ進んでこれに加入し、その健全な發達を助成すべきものであつて、その活動に期待される場所もまた甚だ大であるといはなければなりません。

しかしながら在郷軍人會は、大正三年十一月三日在郷軍人に、また昭和三年十二月三日在郷軍人會に賜はりたる勅語に御諭しになつてゐるやうに、また勅令をもつて規定されてゐる帝國在郷軍人會令第一條の目的、および第五條に「帝國在郷軍人會は政治に干與することを不得」と明示してあるのに照らし、在郷軍人會全體を中核體の組織内に編入することは適當でないと思へる、といふのがその趣旨です。

その他各種團體については、今後の問題ですけれども、その關係は、總裁指名の協力會議員の或る部分は學識經驗者が採られるけれども、他の部分は團體代表といふ形で採られることになりませう。また團體自體は何等かの形で、文化部或ひは經濟部と緊密な連絡を結ぶことになり、また團體自體が將來再編成を要求されることにならうし、さういふ場合にその緊密な關係を結んでゐる中央本部の人が推進するといふことになりませう。

例へば、青年團についていへば全部が中央本部の中に入るわけにゆかぬから、常務理事が何等かの形で入る。或ひは婦人團體代表についていへば、その代表者は中央協力會議員になり、婦人團體自身は文化部と緊密な連絡を保持して活動し、將來統合といふやうな場合には文化部が推進乃至指導をする、かういふことになるでせう。つまり原則として新體制に即應した團體の編成を希望するものであつて、これによつて編成を變へることもありません。經濟團體ならば公益優先の精神によつて再編成されるといふわけです。

新體制は團體解消を全面的にやると考へてゐる向きもありますが、一般的即時解消を要求するものではありません。政治團體に對して、権力をもつてこれを解消せしめる意思はないといふ趣旨のことが内閣總理大臣の言にあります、たゞしかし政治團體の場合には自發的に解消を期待する。その他文化團體、經濟團體はそれ／＼新體制の趣旨に即應して再編成され統合されることが期待されるといふ意味です。

ところで今の精動本部はどうなるかといふことが問題になります。精動の仕事はこの時局下にあつては新組織に包容して大いにやらなければならぬ仕事です。國民啓發運動と共に、節米とか、贅澤廢止運動といふやうなものは大いにやらねばなりません。しかしながら今の精動の組織をもつてやることはやめるといふことになりません。

みんなで築き上げよう 新秩序の文化體制を

今までわが國では政治と文化がおよそ無縁な關係にありました。政治の方には、文化を理解しこれを援助し指導しようとする意欲も殆んどなく、たゞ上からの法律的な取締と劃一主義の憾みがありました。同じ状態が文化の側にも指摘されます。政治を正しく理解しようとするよりも、むしろこれと對立的に、反撥的な關係に見られて、自由主義的な極めて放恣な活動をつづけてきましたが、高度國防國家の確立が要請され、そのための舉國新體制の樹立が要望されてゐる現在、政治と文化との關係がこんな無縁な對立的なものであることは許されません。

かういふ事態が根本的に改正されて、學術とか、調査研究とか、報道とか、啓蒙とか、教育とか、その他各種の藝術、映畫、スポーツといふやうな大きな意味での文化各部門の領域における諸團體の實質が、この線に沿つて向上されること、或ひは必要に應じてはそれ等が互ひに整理統合され、或ひは横に連繫されて、その新しい組織でもつてそれ／＼

政府の企畫に參畫し、そして文化政策の遂行に對して文化諸團體も責任を分擔する。極く抽象的にいへば、さういつた仕組が、いはゆる文化の新體制として考へられます。それでは具體的に、各部門についてどういふことになるのかといふ問題になります。それは結局今後みんなを築き上げて行きます。

文化新體制の目的としては、新日本文化の建設、ひいては東亞の新文化の建設といふことがなければなりません。そのためには文化の國防國家體制への總動員といふことが考へられねばなりません。今度の國防國家は單に軍事上、政治上の國防國家の體制でなくて、その中には文化の面、即ち、科學、宗教、藝術も包含した大きな國防國家ですから、その大目標に向つて文化の各部門が統合され、協力するといふ姿勢が取られなければならないのです。それには日本精神の發揚といふことが根柢にならなければならないことはいふまでもありません。

われわれの生活に密接な關係のある娯樂などについても、國民生活を明朗にし、健全な精神を涵養するために、低調俗惡な娯樂を廢するとともに、明朗健全な娯樂施設の充實を圖るやうにならなければなりません。そのためにラヂオ、映畫、演劇等の内容を向上せしめると同時に、特に農村、漁村における娯樂機關の充實に努め、内容の向上と、地域的に都會にばかり集まつてゐる娯樂施設の存在を改めてゆく必要もありません。

生活は樂になるか 經濟新體制の方向

經濟の新體制といふことを分り易く理解するには、今の經濟組織なり機構が何故に、またどういふ風にいけないのかと云ふことをまづ考へて見るのがよいと思ひます。すでに御承知のやうに、今の經濟體制はすべてが營利本位に出來てをり、私利私慾が經濟活動の元になつてゐる、即ち利潤の追求といふことが一切の經濟活動の原動力になつてゐるのであります。

そして公益といふことは、さういふ私利私慾が衝突した場合にそれを何とか調節する基準になるといふ意味でしか考へられてゐないのであります。かういふお互ひに矛盾衝突する私利私慾を調和する所に、國家の役目があるといふ風に考へられてゐるのであります。それは政治の方で黨利黨略や階級的利益を追求することが即ち政治の目的であると考へてゐた政治家があつたのと同様であります。ですから經濟活動の動機或ひは原動力といふ方面から云ひますと儲かることでないといふ仕事をしない、生産にも努めない、といふ風な組

種、かういふ機構になつてゐるのであります。かつては私利私慾の追求といふことが生産力の發展に寄與したこともありますが、今日のやうな世界的な戦國時代のさなかで、日本民族が自己の運命を賭して高度の國防國家體制を編成し、大東亞新秩序を建設し、同時に國民生活を確保しなければならぬやうな時代にあつては、あらゆる經濟活動が一元的に國家意志に結びつき、これに統合されて、一貫的な計畫の下に水も洩らさぬ活動を營む、限られた資金、資材、勞力を國家的な立場から運用して最大の効果を擧げ得る仕組が要請されるのであります。

それには經濟活動が、從來のやうに個々の資本家の自由に放任されるやうなことは、もはや許されないのであります。さういふ必要から、事變發生以來特に統制經濟といふことが喧しくいはれ又、いろ／＼な施策が行はれて來たのであります。今日必要なことはこの統制經濟の不備を補ひ、更に一步を進めて、眞にこれからの難局に堪へられる強固な經濟新體制を作ることです。即ち、今までのやうに政府はたゞ上から命令する、經濟界は不平を云ひながらこれを甘受するが、責任を負ふものは何處にもないと云つたやうな遣り方は改められねばなりません。

それには、今日經濟活動の基礎單位である企業經營の代表者が政府の編成する經濟計畫に参加すると同時に、その計畫の實行には責任を負ふやうな統制機構、經濟の仕組が考

へられねばならないと思ひます。そのためには、企業（しやま）の代表者に公（おま）けの資格を與へるか、或ひは同一の産業部門の下の企業經營相互の間に、多く儲けるといふ點ではなくて、い、品物を出來るだけ多く作るといふ點で相互に競争し得るやうな、而してその努力に於て個人なり經營なりの功績が公（おま）けに認められ、そしてその間適正な利潤、報酬が得られるやうな、いろ／＼の工夫が必要でせう。

最後に、新體制になつたら、明日からでも一切の拘束が除かれ、暮しが樂になるやうな錯覺を起してゐる向きもあるやうに思はれますが、遠い先のことは別としまして、當面は經濟の新體制といふことは、一言で云へば、これからの國難とでもいふべき難局に處して不自由を堪へ忍ぶ組織だといふことを、よく頭に入れて頂きたいのです。

一人の暖衣飽食も許されませんが、たとひ一汁一菜の生活でもよい、國民の間に飢ゑる者は一人もあないやうに、國民全體の生活を合理的にし、犠牲の負擔を公平にして、不自由ではあるが、ちつと我慢して五年でも十年でもやつてゆかうといふ組織が新體制であります。事變目的も完遂せられ、東亞の自立的な經濟建設も行はれ、世界戦後の新秩序の建設にも有力に参加し得、偉大な東亞の建設における指導者としての日本民族の輝かしい將來のために、己を空しくして戦ひ抜かねばなりません。

國家興隆の原動力 道は近きにあり

今までの説明によつて新體制は、政治、經濟、文化その他、われ々の生活の全領域に互る全國民的、舉國的の問題であることを理解されたと思ひます。そしてそれを作り上げるのは、近衛内閣總理大臣のいはれるやうに、政府、國民共同の歴史的大事業であり、これなくしてはこの重大時局を突破することの出来ない、國運興隆の成否を決する大事業であり、それは一億國民がみんな、自ら築き上げねばならないものであることも納得されたでせう。

この大事業が出来るか出来ないかの鍵は他でもない、國民各々の雙肩にあります。

ところが當然渦中に入つて共に俱に一分子として活動せねばならぬところの國民の中に、今までつちかはれてきた自由主義の殘滓を清算し切らず、やゝもすれば批判的に見て論議をし、或ひは徒らに未完成なもの弱點を指摘して快とするといふやうな態度があるとするれば、それこそ國家を毒し、國家發展の力を阻止せんとするものです。

この運動に對して國民が眞意を辨へずに、どうかうと思ふやうな態度は許されません、我々自らがそれをつくりたい熱意の下に協力するのが、即ち國民の義務であり、責任であります。われ々には一路邁進あるのみです。それをつくり上げることは政府ひとりの仕事でなくして、國民の一人々々がそれに參畫しなくてはなりません。

今や日本は、有史以來の一大國難に直面しつゝ、しかも、世界歴史轉換の鍵をにぎる重大な役割を自ら荷ふことになつたのであります。歐洲に於ては獨伊、東亞に於ては日本、相共に結んで世界新秩序建設に進まんとしてゐるのであります。そのためには来るべき英米舊秩序勢力からのあらゆる壓迫妨礙を覺悟し、これを克服して行かねばなりません。千辛萬苦は固より覺悟の前です。

しかし前途には新秩序の光明が輝き、われ々の荆の道を導き照らしてゐるのであります。この世界歴史の前進、人類の進歩には、新體制は絶対必要であり、それが出来るか出来ぬかは、國防國家の完成への關ヶ原となるのであつて、日本が紀元二千六百年の歴史に一段の光彩あらしめ得る構へが出来るかどうかてあります。

明治維新が出来たことによつて、英米佛も日本の新體制を知つて帝國主義的な野望を棄て、帝國の今日の興隆を築く基をなしたのでありますが、今や、より強い壓力を以て、しかも世界的規模に於て新しい試練が訪れたのであります。最早や分派對立の餘裕も、無

用の討論の餘地もありません。
 昭和維新はわれ／＼熱と力と意志によつて築き上げねばならないのであります。特に國家の中堅になる青年に負ふところが大きいのであります。そのためには一人々々がこの時局重大性に徹して己れを空しうして國家の重大危局に投ずる覺悟を必要とするのであります。それはまづ日本國民の全部が自己革新をし、自らの職分に於て御奉公することでありませぬ。

畏くも 天皇陛下には九月二十七日、日獨伊三國間に於ける條約成立に際して詔書を下し給ひ、時局を軫念あらせられ、國民に嚮ふところをお示しあらせられたのであります。眞に恐懼感激、我々はいふべき言葉を知らないのであります。我々國民はひたすら、感涙にひせびつ、時局に處する決意を固め、皇運を扶翼し奉るのみであります。
 新體制の道は身近かにあります。「自らの新體制」を確立することでありませぬ。
 今こそ、全國民が御稜威の下國家の命するところに、一つ心、一つ體になつて、國內新體制を確立し、世界の推進力として皇國の興隆を期し聖恩の萬分の一に報い奉らねばならない。眞に一兆一心、自ら顧みて國家のために奮起すべきときであります。

讀め週報
 週報、寫眞週報は政府の編輯發行する唯一の綜合的國策のパンフレットであり、グラフです。それは全國民への時局の指針であり、實踐の教本です。自分で讀むだけではなく、これによつて相共に研究し、時局に處する道を開いて行きます。常會のテキストにもしませう。國を擧げて新體制へ發足の秋、週報、寫眞週報の積極的普及並びに活用を切にお願すると共に、兩誌に對する御意見をお知らせ下さい。

見よ寫眞週報

週報	十月九日	號
寫眞週報	十月九日	號
見よ寫眞週報	十月九日	號

▼ 読後問題特輯
 歸郷軍人の援護 大日本傷痍軍人會
 傷痍軍人と適職 義肢の話
 聖職徒後の華
 ▼ 日獨伊三國條約と帝國海軍
 米國の動き
 ▼ 日獨伊三國條約
 重大時局に直向して 亞細亞内閣總理大臣
 皇軍佛印に進駐
 米海軍統制について
 國土計畫について
 ▼ 女子未經験労働者初給賃金審判決定
 電氣通信の話
 ▼ 見よ！欺瞞と矛盾に充ちる世界對秩序
 (地圖)
 ▼ 獨伊は如何に今日を築いたか(寫眞と記事)
 ▼ 光の庭……寫眞小説
 ▼ 明るき家……火野葦平
 ▼ 大政翼賛運動を語る——有島雄兵

注意	御	所	込	申	價	定	
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	昭和十五年十月七日印刷發行	編輯部 内閣印刷局	東京市麹町區本町四丁目	印刷部 内閣印刷局	東京市麹町區本町四丁目	發行部 内閣印刷局	東京市麹町區本町四丁目
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	一部	五錢(送料別)	外埠郵便に依る場合は送料別	送料別	送料別	送料別	
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	内閣印刷局發行課	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	全國各地官報販賣所	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	東都書籍株式會社	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	
▲本誌より贈答の場合には必ず、四角郵便封筒に「贈答」の旨を明記し、且つ右欄の封筒を内閣印刷局に送付して下さい。 ▲本誌記事の引用は必ずしも許可されておらず、引用する場合は必ずしも内閣印刷局に許可して下さい。 ▲本誌を他へ送る場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。 ▲本誌へ廣告掲載の場合は必ずしも内閣印刷局へ送付して下さい。	各書店・驛書店	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	電話九ノ百三三〇	東京市麹町區本町四丁目	

週

報

昭和十七年十月七日
（毎週一回水曜日発行）



祝紀六千
支那變遷圖
郵便局賣出 十月廿一日
省藏

内閣印刷局印刷發行

（判A51格規定國はさき大の書本）